

台風第 18 号に係る盛岡市の対応状況について  
(第 9 報：9 月 30 日 12 時現在)

平成 25 年 9 月 30 日  
災 害 対 策 本 部

1 台風の概況

大型の台風第 18 号の影響により、9 月 15 日早朝から断続的に雨が降り続き、盛岡市内（山王町）では降り始め（15 日 5 時）から 16 日 21 時までの総雨量は 85.5 ミリとなったほか、玉山区好摩では、16 日 16 時 05 分に最大 1 時間雨量 42.0 ミリ（9 月の観測史上最大）を観測するなど大雨となった。

2 被害の状況

(1) 人的被害

無し

(2) 停電の状況

市内の複数の地区において、停電が発生した。

- ・新庄，浅岸地区 168 戸（復旧済み）
- ・上堂一・三丁目，高松四丁目地区 153 戸（復旧済み）

(3) 通信の状況

N T T 東日本岩手支店によると 9 月 27 日 10 時現在，下田，松内地区周辺で 23 回線不通  
携帯電話については，一部繋がりにくい箇所が発生している。

(4) 建物等被害

区 分	被 害 の 状 況
住家等被害	全壊 2，大規模半壊 17，半壊 53，床上浸水（一部損壊）1，床下浸水 26，一部損壊 3（強風による屋根破損），その他 1
商工関係施設被害	半壊 2，床上浸水 5，床下浸水 3，土砂流入 1
市有施設等被害	床下浸水 1，雨漏り 2，その他 1
民間福祉施設	一部損壊（床上浸水）1
道路等被害	冠水 18，法面崩壊 4，洗掘 2，倒木 15
農地被害	田法面崩壊 345，田土砂流入 605
畜産関係被害	牛（死亡）成牛 2 頭，牛（行方不明）子牛 4 頭，ロール 488 個，わら 30 個，牧草地冠水 3 h a，農作業施設 15 棟損壊，ビニールハウス 15 棟損壊，作業機械水没および流失 132 台
上下水道施設被害	配水管拔出し 1，公設浄化槽損傷 3，その他 5
土砂崩れ・土砂流出	玉山区下田地区内
河川・水路溢水	2
河川施設被害	土砂堆積 1
水路施設被害	土砂堆積，水路破損等 1
その他施設等被害	倒木 4，その他 8，教育施設 5

※市道 4 箇所が現在通行止め

### 3 市の体制

8月9日の大雨・洪水被害に伴う災害対策本部が継続設置されていたことから、次のとおりの態勢を取った。

- ・9月16日6時23分 大雨・洪水警報の発表に伴い、同時刻に今回の災害に対する初期の警戒態勢をとった。
- ・9月16日16時00分 被害の拡大が予想されることから災害対策本部（警戒配備）とした。

### 4 避難対応

#### (1) 避難勧告

発表日時	対象地区	対象世帯	対象人員	解除日時
9月16日16時00分	繋湯ノ館, 館市, 塗沢	216	417	9月16日18時30分
9月16日17時34分	玉山区松内字在家	7	30	9月16日23時41分
9月16日18時00分	玉山区川崎字上川崎	16	66	9月16日22時45分
	玉山区川崎字川崎	14	40	

#### (2) 避難所の開設状況

避難所名	最大避難者数	備考
つなぎ老人憩いの家	—	繋小学校の避難所開設まで暫定的に設置
繋小学校	8名	9月16日18時30分閉鎖
松内地区コミュニティセンター	27名	9月19日18時00分閉鎖
渋民地区コミュニティセンター	—	避難者無し
玉山総合福祉センター	26名	9月18日8時30分閉鎖
大台地区コミュニティセンター	31名	9月18日18時30分閉鎖
小袋地区コミュニティセンター	30名	9月18日18時30分閉鎖
山田地区コミュニティセンター	10名	9月18日8時30分閉鎖
下田川崎地区コミュニティセンター	12名	9月25日12時00分閉鎖
喜雲寺	17名	9月18日閉鎖 ※自主避難
浄泉寺	10名	9月18日閉鎖 ※自主避難

#### (3) 避難所への対応

各避難所へ職員を配置し、運営に当たるとともに、備蓄の食料、毛布、水及び災害時の協定を結んでいる事業者等から食料や茶等を調達し提供した。

#### (4) 帰宅困難者への対応

秋田新幹線が一時運休したことに伴い、アイーナへの帰宅困難者の避難所開設の準備を進めたが、代替運行の実施により避難所の開設は行わなかった。

## 5 応急給水

玉山区の好摩、永井、巻堀、寺林、松内、馬場地区の1,600世帯で水圧の低下により、水道の出が悪くなったことに伴い、「好摩駅」と「野中団地」に臨時給水所を設置した。(9月16日21時30分頃応急対応により解消)

## 6 消防団の活動

盛岡市消防団全分団に出動又は待機要請し、救助活動及び土のう要請や水のあふれ等に対する水防活動に従事した。

活動件数 7件

## 7 自衛隊への災害派遣要請

9月16日19時35分岩手県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を行い、玉山区下田地区において消防・警察とともに救助活動が実施された。

また、9月17日0時35分救助活動終了のため、撤収要請を行った。

## 8 救助活動

玉山区内において、浸水した家屋等に取り残された住人の救助活動を消防、警察、自衛隊により実施した。

救助人員の内訳は次のとおりである。

- 玉山区好摩字小袋地内 10名
- 松川・古川橋上 4名
- 玉山区松内字在家地内 6名
- 小計 20名
  
- 玉山区下田
- 下田保育園周辺 121名
- 合計 141名

## 9 災害ボランティアセンターの支援状況

9月17日(水)12:00 盛岡市災害ボランティアセンター玉山サテライトを玉山区総合福祉センターに設置した。なお、9月25日(水)までのニーズは、29日(日)までの活動で完了した。

(1) 運営主体 盛岡市社会福祉協議会

(2) 活動日程 9月18日～

(3) 活動内容 泥だし、水を被った家財だしなど

(4) 活動実績 9月29日まで延べ12日間総勢1,220名のボランティアが参加した。

## 10 防疫作業の実施

被災地域における感染症の発生を未然に防止するため、9月17日から防疫措置を実施している。床上浸水世帯、床下浸水世帯及び要請のあった世帯に対して、消石灰・消毒液・消毒のチラシ

を配布するとともに、災害応援ボランティアに対して手指消毒薬の提供を行っている。

	実施件数	消石灰 (kg)	消毒液 (本) 100ml	消毒液 (本) 500ml	手指消毒液 (本)
防疫作業	125件	5,600kg	136本	124本	136本

#### 11 災害により発生した廃棄物の処理

9月17日に松内，大台，小袋，下田川崎，船綱地区に臨時ゴミ集積所を開設し，チラシなどにより住民に周知した。

収集運搬業務委託業者が，平日の業務終了後において，臨時ゴミ集積所からの搬出を9月19日から実施するとともに，9月26日から盛岡市廃棄物協会の収集車が収集を開始するほか，9月21日，22日は，市の直営の収集車が可燃物を収集し，搬入した。

なお，災害により発生した廃棄物については，玉山区を所管する岩手玉山環境組合での処理のほか，クリーンセンターでの焼却，リサイクルセンターでの破碎・埋立等により処理に当たっている。

また，廃棄物処理手数料は，いずれの施設でも免除となる。

#### 12 小規模災害見舞金の支給状況

実施状況（9月29日現在）

平成25年9月26日から被害者に対して見舞金を支給している。

被害の規模	見舞金額	対象世帯数	支給額
全壊	30,000円	2世帯	60,000円
半壊	15,000円	27世帯	405,000円
計	—	29世帯	465,000円

#### 13 住民説明会の実施

台風18号被害に関する住民説明会を開催する予定である。

開催予定

- ・大台地区（大台地区コミュニティセンター） 10月7日（月） 18時30分
- ・松内地区（松内地区コミュニティセンター） 10月8日（火） 18時30分
- ・船田東地区（舟田地区介護予防センター） 10月9日（水） 18時30分
- ・小袋地区（小袋地区コミュニティセンター） 10月11日（金） 18時30分
- ・下田川崎地区 開催について地域と調整中。

#### 14 国・県への要望

激甚災害の指定・適用，財政支援等について，国・県に対し，次のとおり緊急要望を行った。

##### (1) 岩手県知事に対する要望（9月19日，9月20日）

当市，八幡平市の両市長の連名により，岩手県知事に対し，9月19日に「台風18号による大雨等の災害に関する要望書」を，9月20日に「一級河川松川を水位情報通知の対象河川として

指定することについての要望書」を提出した。

また、盛岡広域市町村長懇談会の会長名で、岩手県知事に対し、9月19日に「台風18号による大雨等の災害に関する要望書」を提出した。

(2) 内閣総理大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に対する要望（9月19日）

被災地域の視察で来県した木村内閣総理大臣補佐官に対し、各大臣への「台風18号による大雨等の災害に関する要望書」を提出した。

(3) 国会議員に対する要望（9月25日）

当市、八幡平市の両市長の連名により、岩手県選出の国会議員（10議員）に対し、「台風18号による大雨等の災害に関する要望書」を提出した。

15 生活再建支援

8月9日の豪雨災害と同様の対応を行うことで検討する。

・全壊・半壊世帯に対する支援

被災者生活再建支援法に準じた支援金の支給を検討中である。

・応急仮設住宅への入居対応

全壊となった世帯のうち、居住する住居がなく、自らの資力では住宅を得ることができない被災者に対して、応急仮設住宅の供与を行う。

16 宅地等の堆積土砂等の撤去に係る対応

宅地等に堆積した土砂等について、被災者自らが撤去することが困難な場合は、被災者からの要請に基づき、市がその撤去を行う。

17 災害関連情報の広報活動

市が被災者に対して支援する内容などを市民に分かりやすく伝えるため、これまで災害関連情報を市のホームページやツイッターを活用してお知らせしてきた。

9月27日に被害を受けた地域住民（玉山区全世帯）へ生活再建支援策等のチラシを配布したほか、広報もりおか10月15日号に関連情報を掲載することとしている。

今後も、国・県の補助制度や市独自の支援策などが決まり次第、被災住民への周知に努めていきたい。

18 災害対策本部機能の強化等

災害時における情報収集の充実を図るとともに、各部署との情報連絡体制や災害応急対策に係る関係機関との連携体制を強化するほか、災害時の住民の安全確保のため、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、時機を失することなく、避難勧告等を行う。

また、自主防災組織の結成を促進するとともに、災害の発生又は発生の恐れがある場合に、応急的に被害の防止や軽減を図るため、住民自らが避難行動をはじめとする活動ができるよう、組織の育成強化を推進する。